

京都市教育委員会告示第4号

京都市文化財保護条例第41条及び京都市文化財保護条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる京都市登録有形文化財に同表の中欄に掲げる文化財を追加し、その数並びに構造及び形式についての記載事項を同表の右欄のように改めたので、同条第6項の規定により告示します。

平成20年4月1日

京都市教育委員会

左 欄		中欄	右 欄			備 考		
名称	登録告示		名称	数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
秦家住宅	昭和58年6月1日京都市教育委員会告示第2号	主屋 居住部 1棟 土蔵 1棟 廊下 1棟	秦家住宅 主屋	2棟	店舗部、玄関部及び居住部より成る 店舗部 桁行9.8メートル、梁行3.9メートル、一部2階建、切妻造、正面庇付、棧瓦葺 玄関部 桁行3.0メートル、梁行4.8メートル、平屋建、西面寄棟造、東面店舗部に接続、棧瓦葺 居住部 桁行10.3メートル、梁行9.8メートル、2階建、切妻造、棧瓦葺（2階の内装を除く。） 土蔵造 桁行3.8メートル、梁行4.8メートル、2階建、切妻造、本瓦葺（内装を除く。） 附 廊下 1棟 桁行6.5メートル、梁行1.1メートル、棧瓦葺	秦トキ 秦めぐみ 秦義人	京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町594番地ほか	京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)